ご案内

ひなた村利用予約抽選会【カリヨンホール】

2002年4月分のカリヨンホール利用者の抽選会を行います。10月7日（日）午前9時までに使用料金をおつりのないようにお持ちになり、ひなた村へおいで下さい。

なお、29日は主催事業等のため利用できません。

※同ホールでは金銭を徴収しての催しはできません。

【プログラムサービス】

12月分のプログラムサービス利用者の抽選会を行います。

10月7日（日）午前10時までにひなた村へおいで下さい。

なお、22日、23日は主催事業等のため、27日、28日は整理日のため、29日からは年末休業日のため利用できません。

※プログラムサービスを利用できるのは1日1団体のみです。

※ひなた村は毎週火曜日及び祝日の翌日がお休みです。

問ひなた村☎722・5736

町田市花とみどりの会 秋期「緑の募金」キャンペーン

緑の募金はボランティア活動による花のまちづくり事業に利用されています。

今回ご協力いただいた方に、町田で生まれたオレンジ色や黄色のコスモスなど、花鉢をプレゼントします。

直接会場へおいで下さい。

○日時　10月6日（土）午前9時30分～午後3時

○会場　薬師池公園・藤棚広場

問町田市花とみどりの会事務局＝公園緑地課内☎793・7611

2002年1月から 介護保険の一部が変わります

2002年1月から「支給限度額の一本化」が行われます。これは、現在分かれている訪問通所サービス区分と短期入所サービス区分を「居宅サービス区分」として同一区分とし、簡素化することです。

2002年1月以降は訪問通所サービス、短期入所サービス共に「居宅サービス区分」の支給限度基準額（＝従来の訪問通所サービス区分支給限度基準額）の範囲内で利用していただくことになり、短期入所は、現在被保険者証に記載されている「短期入所サービス利用限度日数」に関係なく利用できます。支給限度額については右表を参照して下さい。

※訪問通所サービスの限度額の中で使い残した分を短期入所に振り替える制度及び訪問通所サービスの利用が少ない・短期入所サービスの利用枠を超えていない等による短期入所サービスの拡大措置の制度は「支給限度額の一本化」により廃止となります。

	現在		2002年1月以降
	訪問通所サービス区分支給限度額基準額	短期入所サービス利用限度日数	居宅サービス区分支給限度基準額
要支援	6,150単位／月	1週間／6か月	6,150単位／月
要介護1	16,580単位／月	2週間／6か月	16,580単位／月
要介護2	19,480単位／月	2週間／6か月	19,480単位／月
要介護3	26,750単位／月	3週間／6か月	26,750単位／月
要介護4	30,600単位／月	3週間／6か月	30,600単位／月
要介護5	35,830単位／月	6週間／6か月	35,850単位／月

町田下水処理場名称が変わります

南成瀬8丁目にある町田下水処理場の名称が10月1日から「成瀬クリーンセンター」に変わります。

問下水道総務課☎720・1819

自然休暇村12月分・大地沢青少年センター2002年1月分 利用受け付け

【自然休暇村12月分】

長野県川上村にある自然休暇村は、町田から車で約4時間です。

今回受付をする利用日は、12月1日～28日です。10月、11月の空き室状況については電話でお問い合わせ下さい。

※キャビンは冬季閉鎖中です。

※12月6日、11日、12日は休館日等のため利用できません。

○利用できる方　市内在住、在勤の方とその家族

○施設・利用料金　本館＝1泊1室8000円▽キャビン＝1泊1室4000円、5000円

※朝夕2食2000円で食事を提供します（要予約）。

【大地沢青少年センター2002年1月分】

本館の宿泊施設や多目的ホール、工芸室、キャビン等があります。

今回受付をする利用日は1月5日～31日です。

※月曜日の午後、火曜日及び1月1日～4日、16日は休館日です。

※市の事業等実施のため、利用できない日があります。

○利用できる方　市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

※料金等についてはお問い合わせ下さい。

◇

○申し込み　10月1日午前9時までに、森野分庁舎1階大地沢青少年センター自然休暇村担当（☎724・2131）へおいで下さい。

10時30分以降は電話での予約を受け付けます。

※市内在住の方は「相模原市民たてしな自然の村」（長野県北佐久郡立科町―女神湖の近く）もご利用できます。申し込み・お問い合わせはやまゆり会館・（財）相模原市都市整備公社（☎042・753・3333）へ。

住宅・造園相談窓口

「家の増・改築や修繕、庭木の手入れをしたいが、適当な業者を知らないので困っている」という方へ、市に登録のある建築・造園関係団体を通じて業者のあっせんを行いますので、ご相談下さい。

問商工観光課住宅・造園相談窓口☎724・2129

保険料免除制度があります

経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときは、保険料免除制度がありますのでご相談下さい。

また、平成12年度の免除が承認された方で、平成13年度も引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要です。

学生納付特例制度があります

大学、専門学校等の学生（夜間・通信制を除く）で本人の前年中の所得が一定額以下であれば、保険料納付が猶予される制度（納付特例制度）があります。この制度を希望される方は、学生証または在学証明書と認印をお持ちになって、早めに申請して下さい。

また、平成12年度の納付特例が承認された方で、引き続き平成13年度も納付特例を希望される方は、再度申請が必要です。

問国民年金課☎724・2127

未来につなぐ国民年金

下水道の普及と水質保全

水質保全にご協力下さい

町田市の下水道普及率は、2001年8月現在で約80％（対人口比）に達しました。

下水道の普及等に伴って、河川の水質は良化してきています。鶴見川、恩田川及び境川の町田市内最下流地点の水質変化はグラフ（＝左上表）のようになっています。特に、恩田川は流域の下水道普及率が高く、水質改善が顕著になっています。市では今後も、市民の皆さんの協力を得ながら下水道の普及を推進します。

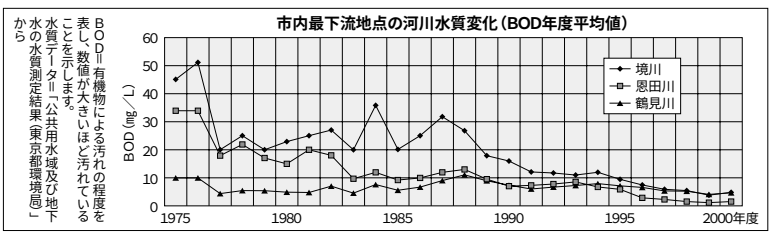

下水道に排水された下水は、下水処理場で浄化して河川に放流しますが、処理場に流入する下水の汚れが少なければ、それだけ処理水の水質も良くなります。また、処理するための電力等も少なくて済み、下水処理費やエネルギー資源の消費量、二酸化炭素の発生量等を少なくすることができます。

ご家庭でできる下水の汚れを少なくする工夫として左図のような方法があります。ご協力下さい。

問下水道の普及については下水道部業務課☎720・1833、水質については水質管理課☎720・1824

下水の汚れを少なくする工夫

台所では

天ぷらなどに使った油は、炒め物などで使い切る。

油は水を汚す物の代表格。BOD（※）は約1,670,000mg／Lで、魚が住める水（5mg／L）の334,000倍もの濃度です。

食器や鍋などのひどい汚れは、ヘラでかき取ったり、ぼろ切れなどでふき取る。

そのまま洗い流した場合と比べて、BOD（※）は約80%、窒素・リンも約70%削減することができます。（国立環境研究所資料による）水も節約できます。

ディスポーザー（排水処理装置の無いもの）は使用しないで下さい。

下水道管が詰まったり、汚れを下水処理場で処理しきれなくなります。

三角コーナー生ゴミ受けは目の細かいものを使うか、水切り袋をつける。

水切り袋をつけると、つけない場合に比べてゴミが45%もとれます。

洗たくでは

洗剤ははかって適量を使う。

風呂の残り湯を使って節水を！

風呂では

シャンプーやリンスは適量使う。

※ BOD＝生物化学的酸素要求量ともいい、水の有機物による汚れの度合いを表すもので、数字が大きいほど汚れていることを示します。